

令和8年4月16日

令和8年第4回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和8年4月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 片山 剛	2 番 藤村 幸生	3 番 藤村 浩司
4 番 隅 ふじ江	6 番 小林 識史	7 番 小林 増次
8 番 藤本 哲	9 番 松村 紀彦	10 番 小橋 和紀
11 番 黒崎 友美	12 番 迫田 瑞恵	13 番 佐崎 恭児
14 番 中尾 正浩	16 番 二武 富男	17 番 藤中 京子
18 番 梅川 仁樹	19 番 原田 孝親	

3 本日の総会に欠席した委員は次のとおり

5 番 林 聖文	15 番 塚田 由美子
----------	-------------

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 藤本 慎司	次 長 西本 嘉彦
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 松岡 幸恵	錦支所 伊藤 良洋
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子

5 会長は、午前10時00分、委員総数19名のうち、17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

9 番 松村 紀彦	10 番 小橋 和紀
-----------	------------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第15号	農用地利用集積等促進計画（案）について

報告事項

報告第1号	農地法第5条の規定による届出の受理について
報告第2号	農地法第5条の規定による許可処分の事業計画の変更について
報告第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号	農地所有適格法人報告書の提出について
報告第6号	現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和8年第4回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、9番松村紀彦委員と10番小橋和紀委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。1番、2番の案件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番、2番について、事務局より一括して議案説明してください。

なお、11番黒崎委員におかれましては、「農業委員会に関する法律」第31条に該当しておりますので、退席願います。

(委員退席)

それでは、説明をお願いします。

事 務 局

1 番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。面積は、706 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

2 番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、285 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは、追加説明をいたします。

申請地は、灘出張所から北北西に約1.7kmに位置する農地です。

議案13号の1と2は隣接する農地で譲渡人が別の方で譲受人が同一人物です。譲渡人は、相続により申請地を取得したものの、今後も農業をする予定なく、適正管理も難しいため、誰かに譲り渡したいと考えていたところ、新たに農業を始めようと思っていた譲受人と話がまとまり、この申請に至ったものです。譲受人は、勤務する会社の引退を間近に控えており同時取得予定の隣接する宅地を新規就農の拠点とし、妻と2人で一連の作業を行うということです。軽トラを所有しており、必要な農機具は一部導

入予定で、自家消費用の季節野菜を耕作するということです。

3月27日に事務局職員と現地調査を行いました。調査項目にすべてに問題はなく、3条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番、2番を許可することを決定します。

それでは、黒崎委員はご入場ください。

(委員入場)

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,066 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは、追加説明をいたします。

申請地は、玖珂支所奏より南へ1.68kmのところに位置しております。

譲渡人は高齢のため、農業を維持することが困難になっており、農地を手放そうと考えていたところ、譲受人が引き受けてくれることになったためということです。譲受人は経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人から農地を贈与したいとの申し出があり、申請地の隣接地を自己が耕作していることから、隣接地との一体利用により作業効率もあげられるために譲り受けることにしたということです。

4月6日に事務局職員と現地調査を行い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、237 m²ほか1筆、合計278 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の松村委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より 7.7km のところに位置しております。

譲渡人は遠方に居住しており、自ら管理を継続することが困難な状況にありました。一方譲受人は譲渡人の友人であり、自宅から近い本件の土地を譲り受けることで野菜栽培の規模拡大を図りたいとの意向を持たれております。なお、本案件は贈与による権利移動となります。譲受人は耕作に必要な農機具一式をすでに所有されており、収穫物は、自家消費を予定されています。

3月31日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を実施いたしました。周辺農地への影響はなく、適正な耕作がなされるものと判断し、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、3,408㎡ほか6筆、合計14,965㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします

第 1 7 番

追加説明をいたします。

申請地は祖生出張所より西南へ約2kmに点在する農地です。

譲渡人はこれまでも高齢のため自分で耕作ができないため、使用貸借契約を結び、預けていましたが、この度農地を譲受人に譲渡しようとするものです。これまでの契約については現在手続き中です。譲受人は、これまでも17町強の農地を借り受け耕作しているので、労力等には何も支障はないそうです。農作物の出荷先は経営している飲食店、ベーカリーで、過剰分は他の飲食店へも提供しています。

3月26日に事務局と調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思われますが、当初の書類に不備が多く、このことにもやや問題が残りました。あの今ここに綴じてある位置図とかいうのはとてもわかりやすいのですが、私が一番最初にもらったものはどう見ても形も全部違っていたりしてですね、農地の位置図、それから申請書のコピー、たぶん上書きではなくて、上にコピーしたんだと思います。元の最初の何かが残っているような書類に不備が残っていました。これが前にも私がもらった

案件にあったんですけども、この辺をですね、厳しく進めていただけると私はいいかなと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,802 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。

申請地は周東総合支所から南南東へ約1.6kmに位置します。

譲渡人は、高齢者となって数年前から生産意欲の減退で、現地を自己保全管理しており、近くに耕作してくれる人もなく、譲渡したいと探していたところ、ペカンの栽培をしたいと農地を求めていた譲受人に譲渡することを決めたものです。譲受人は新規就農です。通作距離20km、通作時間30分の所に居住していますが、労力については本人及び知人が植栽から草刈り等の管理、収穫までを行い、収穫物を直売販売所等で販売予定ということです。

4月2日に支所担当者と調査項目に従い調査いたしましたが、許可相当と思われます。ここでいうのがどうかと思うんですけど、ちなみにペカンとは、私は「カン」が付くので柑橘類の一種だと思っておりましたが、北米産のクルミ科落葉高木の実で脂質70%を含み、バターの木と呼ばれる香ばしいナッツだそうです。寒い玖西盆地でどうかなと思いましたが、マイナス10度でも越冬可能ということです。苗木から成り始めるまで5から7年かかるということです。このペカンの効能としてはアンチエイジング、生活習慣病の予防が期待されている果実ということです。興味のある方はネットでペカンと入れられたら出ますので。ということで、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

続いて、「議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1 番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、267 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい、それでは追加説明をいたします。

申請地は、北河内出張所から西へ約480mの場所にある農地です。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、譲受人との売買が成立したものです。譲受人はその農地の隣地で再生材製造プラントを設置して、再生砕石を製造、保管している業者です。原材料の搬入増加に伴い、再生砕石の仮置き場が狭くなったため、隣地を取得することとしたものです。また、この譲受人については前々回の第2回の総会で同様の案件で報告した同じ業者です。

3月16日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。農地転用許可書、事業計画書、被害防除計画書等の必要書類も整っており、周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に2番ですが、担当の塚田委員がまだお見えになっておりません。連絡がありませんので、来られてからの説明にしたいと思います。なお、出席が叶わなかった場合には事務局の説明とさせていただきます。では、2番を飛ばしまして3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3 番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、888 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 1 8 番

前から失礼いたします。

申請地は錦総合支所から北北東に2.4kmに位置する農地です。申請理由は、譲渡人は高齢で農地の維持管理が困難になり、農地の譲渡を考えていたところ、再生可能エネルギー事業に取り組んでいる譲受人より事業の提案があり、応じることにした案件です。

3月23日に現地調査を行いました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書及び周辺住民の承諾書も提出され、5条許可は適当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

続いて、「議案第15号 農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、議案第15号 農用地利用集積等促進計画について、説明いたします。

中間管理機構関係分として、合計件数2件、合計筆数4筆で、内訳は畑及び田です。合計面積は 3,472 m²、利用目的は果樹及び水田としての利用となっています。

この農用地利用集積等促進計画は、所有者不明農地の中間管理権を取得した「やまぐち農林振興公社」から議案書記載の配分先への利用権設定案となります。

この計画案に対する意見を市から求められており、意見の有無や内容を市に回答することとなっております。

最終的には、山口県の認可、公告によって、利用権設定の効力が生じることになります。

以上、説明とさせていただきます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

意見がありませんので、この農用地利用集積等促進計画について、意見なしと決定し、その旨の意見を付して市長に送付します。

審議事項が一つ残っておりますが、一旦ここで審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、282 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の事業計画の変更について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,214 m²ほか2筆、合計 2,946 m²です。

届出人は記載のとおり。事業計画の変更内容は期間の延長です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。

面積は、316 m²の内 81 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、農道です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は、1,390 m²ほか2筆、合計 2,739 m²です。

届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

ほか1件、合計2件の通知がありました。

議 長

報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 錦地区

報告年月日は、令和8年3月28日。法人の住所・名称は記載のとおり。

事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は有限会社です。

事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上1件の提出がありました。

議 長

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わりますが、先ほど残しておきました議案第14号の2番について事務局より議案説明をしてください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,331 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局

それでは説明させていただきます。

申請地は平田出張所より西へ約 0.45 kmの場所に位置している第2種農地です。

譲渡人は、当該地農地の周辺に自宅を構えているのですが、高齢等の事情もあり、耕作する予定もなく維持管理をするのが難しいという中、譲受人、これ先ほどの第3番と同じ業者なんですけどね。岩国で事業を展開しております。その事業所が太陽光発電の実績があり、計画書によりますと、国が進める脱低炭素化には太陽光発電が不可欠と思われ、その取り組みの協力を行いたいという趣旨のもと年間約 50 件の太陽光発電の設置を計画している業者でございます。

3月25日に私どもと塚田委員で現地調査を調査項目に従い、調査を行いました。事業計画書、資金計画書、近隣住民説明結果報告書等も添えられており、5条許可は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

- ・非農地通知の事務手続きに関するお知らせ
- ・互助会費について

議 長

引き続きまして、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めます。

(全国農業新聞勉強会)

以上を持ちまして、勉強会を終了します。

次回定例総会は、5月15日（金）午前10時から、岩国市民文化会館 第一研修室を予定しています。

また、農業新聞勉強会には、5月8日版の農業新聞を持参いただき、意見や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願いします。
これで総会は、終了します。

次回総会について

令和8年5月15日金曜日10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前11時00分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 松村 紀彦

署名委員 小崎 和紀